

## 第5章 環境保全計画

### 第1節 基本方針

千葉家住宅周辺は、往時の歴史的文化的環境をよく留めており、今後も適切な管理を実施し、維持していくものとする。

主屋周囲、稲荷社、大工小屋の敷地は真砂土を主体とした盛土で構築されており、水により流動化し、地盤崩壊の危険が高まるため、雨水排水設備を整備する。建物周囲にある建物の保存に影響を及ぼす樹木については、剪定や伐採等の対処を行う。千葉家住宅と一体的に取得した周囲の山林についても、適切な維持管理に努める。駐車場周囲にある、旧案内所、旧店舗、それらに附属する物置については、撤去等環境の改善を図る。冬季の積雪時には、園路の除雪や融雪剤の散布などを行い、敷地内の安全な管理動線及び避難動線、観覧動線を確保する。

### 第2節 周辺環境における防災対策

#### 1 区域の区分と保全方針

##### (1) 保存区域

重要文化財指定書に記載されている主屋、土蔵、石蔵、稲荷社、大工小屋、ハセ小屋、土地（納屋、石垣）の敷地とする。

原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は旧形状の復原及び防災上必要な場合に限る。

##### (2) 保全区域

保存区域以外の指定土地及び屋敷地前面と後背山林とする。

歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理もしくは防災上必要な場合に限る。

##### (3) 整備区域

保存区域、保全区域以外の計画区域とする。

重要文化財建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域。重要文化財建造物や屋敷地の景観を損ねないよう配置・外観等に十分配慮する。

#### 2 建築物及び工作物の区分と保全方針

計画区域内に所在する重要文化財に指定及び附指定されている建造物を除くすべての建造物について、以下のように区分し、保全方針を示す。

##### (1) 保存する建築物及び工作物

保存区域に所在する建築物及び工作物で、重要文化財に準じて保存を図る。納屋、外便所、木製鳥居、石垣が該当する。

###### ① 外便所

使用されていた当時の姿に復原し、公開する。構造部は材料自体の保存を行う。外部及び屋根は形質、仕上げ、色彩の保存を行う。それ以外については古材、平面構成の保存とともに、意匠上の配慮を行う。現在は、主屋の保存修理工事のために一旦解体している。公開再開後は使用を禁止し、誤っ

て使用されないよう表示などの配慮を行う。

## ② 木製鳥居

位置、規模、形態、材質、色彩の保存を行う。今回の修理工事にあわせて、修理を実施する。

## ③ 石垣（指定外）

納屋東側、土蔵西面、土蔵及び便所南面、主屋背面が該当する。位置、規模、形態、材質、仕上げの保存を行う。今回の修理工事に伴って、便所南面部分については、積み直しを行った。当面大規模な修理は必要ないが、災害等で崩落した際は速やかに復旧する。

## (2) 保全する建築物及び工作物

保存区域及び保全区域に所在する建築物及び工作物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。石碑（8基）、旧墓石（20基）、柵（正面石垣上）、柵（稻荷社石垣上）、カド（石蔵脇）、カド（カツラ巨樹根元）、幟立て（ホラマエ）が該当する。

### ① 石碑（8基）

原則として、位置、規模、形態、材料を保全する。倒れているものについては、立て起こして補強することや、倒れそうなものは倒れないよう補強することを認める。その際は、景観を損なわないよう補強する素材や色彩、使用場所に配慮する。

### ② 旧墓石（20基）

原則として、位置、規模、形態、材料を保全する。倒れているものについては、立て起こして補強することや、倒れそうなものは倒れないよう補強することを認める。その際は、景観を損なわないよう補強する素材や色彩、使用場所に配慮する。

### ③ 柵（正面石垣上）

原則として、位置、規模、形態、材質、色彩を保全する。安全上必要なものでもあることから、強化するために構造を変更することも認める。

### ④ 柵（稻荷社石垣上）

原則として、位置、規模、形態、材質を保全する。安全上必要なものでもあることから、強化するために構造を変更することも認める。現在の色彩は、近年ペンキで塗装されたものであることから、景観を阻害しない色彩を検討して使用する。

### ⑤ カド（石蔵脇）

原則として、位置、規模、形態、材質、色彩を保全する。木樋が劣化した場合には適宜交換する。

### ⑥ カド（カツラ巨樹根元）

原則として、位置、規模、色彩を保全する。近年修繕したものであり、機能を強化する場合や劣化が進んだ場合には、意匠上景観に配慮して材質の変更も認める。

### ⑦ 幟立て（ホラマエ）

地上に見える部分については原則として、位置、規模、形態、材質、色彩を保全する。基礎が貧弱であるため、強化するための基礎構造の変更を認める。

## (3) 整備する建築物及び工作物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、又は文化財保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするもの。旧案内所、旧店舗、物置（4棟）、柵（見学路登口）、駐車場が該当する。

### ① 旧案内所

歴史的景観や環境を損なっていると認められるため、撤去を検討する。

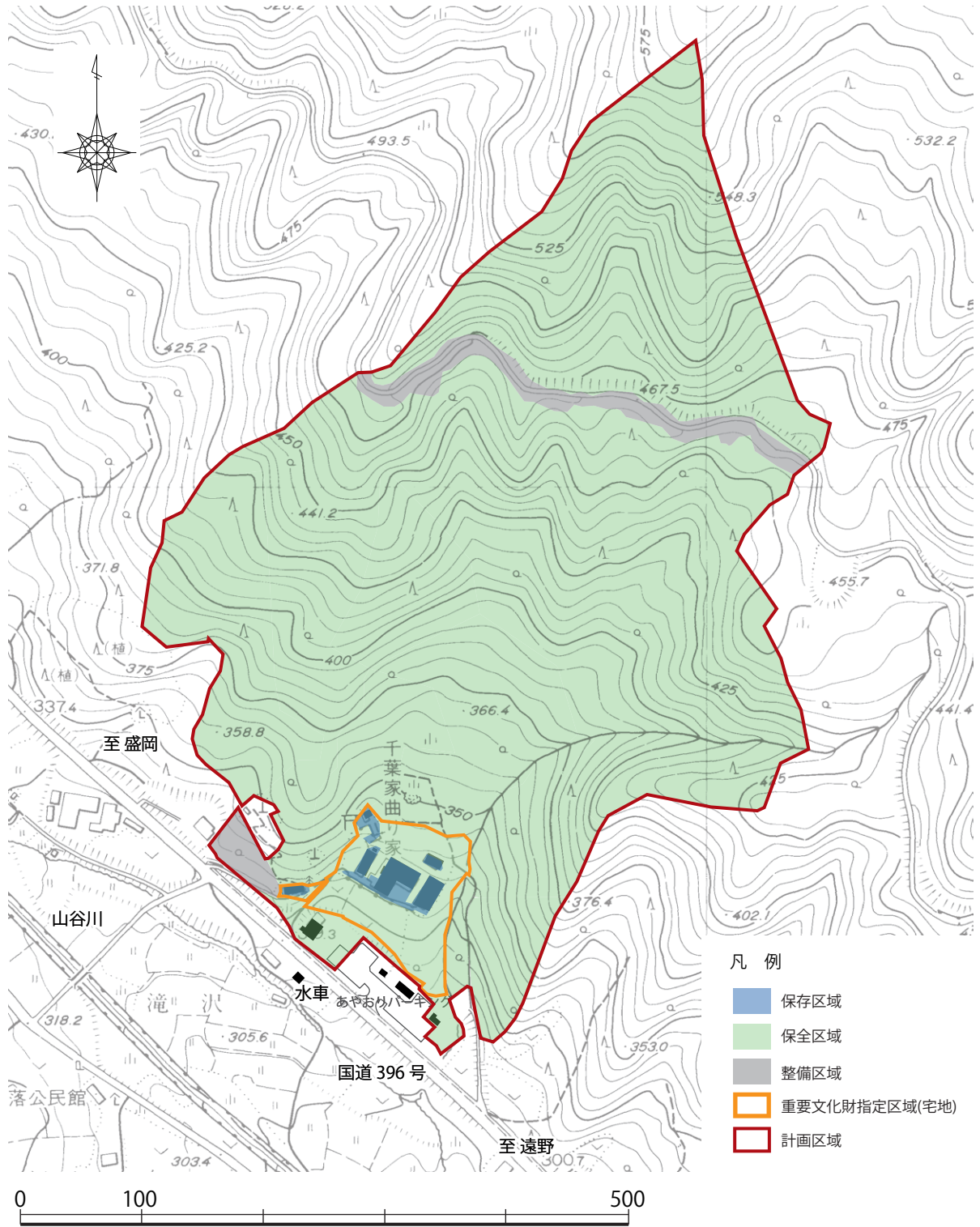


图 5-1 環境保全区域区分図

② 旧店舗

歴史的景観や環境を損なっていると認められるため、撤去を検討する。

③ 物置（4棟）

歴史的景観や環境を損なっていると認められるため、撤去を検討する。

④ 柵（見学路登口）

歴史的景観や環境を損なわない素材、色彩に変更する。

⑤ 駐車場

計画区域外となっている岩手県所有の駐車場も含めて将来的に撤去し、歴史的景観や環境を損なわない別の場所に、適切な規模のものを新設することを検討する。

### 3 雨水排水設備

今回の保存修理工事にあわせて、建物や敷地地盤の保存に影響を与えないよう、建物周囲及び裏山からの雨水排水を適切に行うための、雨落、排水路及び池の見直し改善を行う。

(1) 建物周囲の雨落と排水路

主屋背面、大工小屋、納屋には建物周囲の雨落到排水路を回し、東側の沢に排水する。稲荷社、土蔵、石蔵には建物周囲の雨落到排水路を回し、西側に設ける排水路を使って石垣下の水路に排水する。

(2) 裏山からの排水路と池

裏山の溝の東側はそのまま東側の沢に排水する。西側は現状で大雨時機能不全となる排水路のルート、径、構造を見直して整備する。池はヘドロが溜まって浅くなってオーバーフローする危険性があるため、泥上等を行い、機能を回復させる。整備後は、設置した暗渠、暗渠掃除口の清掃を定期的実施する。また、山からの表面水が敷地内に流れ込むのを防止するため裏山に設けた土羽について、大雨後に確認し盛土の流出箇所を復旧する。

### 4 周辺樹木管理

庭木、果樹は、年に1度整枝剪定する。建物周囲の巨樹については、アカマツは松くい虫によって立ち枯れする可能性が高いため、倒木した際に建物に危険が及ぶものについては伐倒する。その他の樹種については、強風や積雪による枝折れも想定し、枝打ちにより適切に対処する。裏山の山林については、順次間伐などの手入れを行い、健全な状態を保つよう努める。



写真 5-1 土蔵西側の池



写真 5-2 裏山の杉林



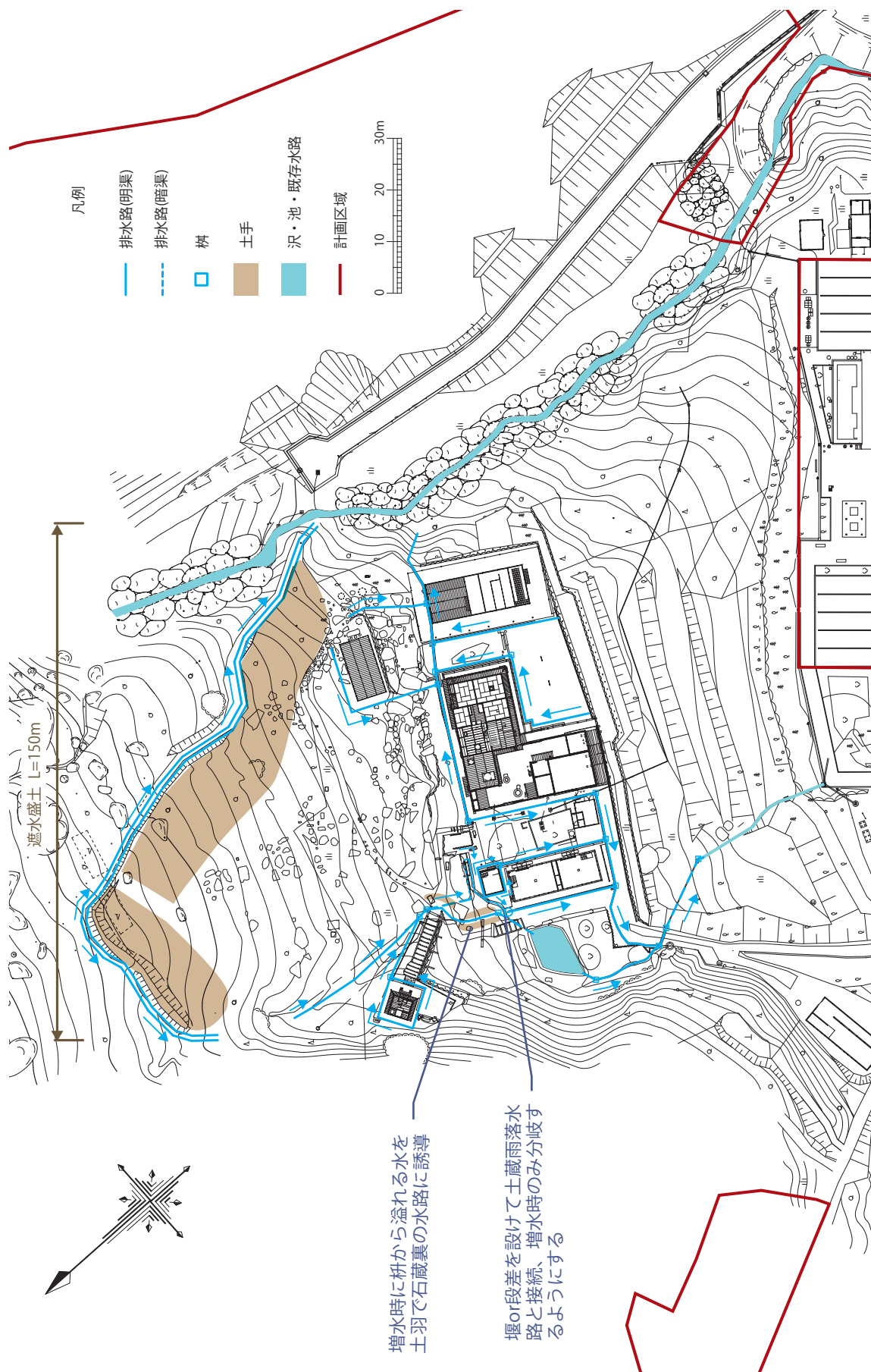


図 5-3 雨水排水計画図

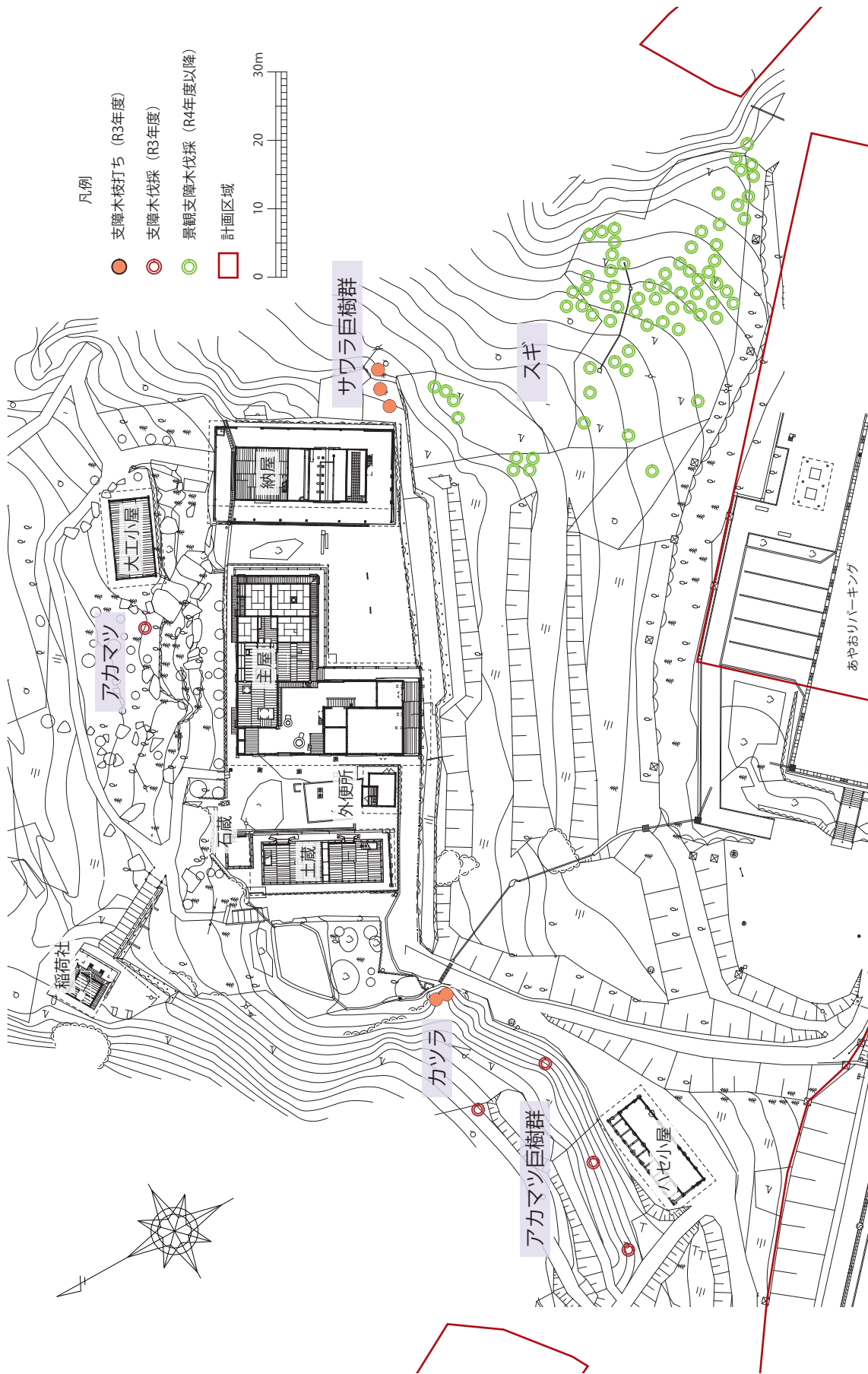


図5-4 周辺樹木管理計画図